

第 6657 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2021年)令和3年 4月 7日 水曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 災害に遭った場合

Q : 自宅が地震や火災などで損害を被った場合、どのような救済措置がありますか？

A : 次の措置があります。

【解説】

住宅や家財が地震や火災、風水害などの災害によって損害を受けたときは、確定申告を行うことによって、所得税法の雑損控除か災害減免法のいずれか有利な方法を選択して適用を受けることができます。

2つの方法には、次のような違いがあります。

①対象となる資産の範囲

雑損控除…住宅や家財を含む生活に通常必要な資産

災害減免法…住宅又は家財の損失額が、その価額の2分の1以上

②控除額又は減免額

雑損控除…次のいずれか多い金額

- ・損失額－所得金額の1/10
- ・損害額のうち災害関連支出の金額－5万円

災害減免法…その年分の所得金額に応じ次の金額

- ・500万円以下→全額免除
- ・500万円超750万円以下→1/2
- ・750万円超1,000万円以下→1/4
- ・1,000万円超→軽減されず

③参考事項

雑損控除…控除不足は3年間繰越できる

災害減免法…繰越不可



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】